

東紀州環境施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例

令和3年4月1日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 一般職の任期付職員の採用については、尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年尾鷲市条例第1号）の適用を受ける職員の例によるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。